

消 防 危 第 92 号
令 和 2 年 4 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した危険物施設における検査等の運用について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定) においては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、外出を避けること等が勧奨されているところです。このこと等に伴い、消防法 (昭和23年法律第186号) 第14条の3の規定に基づく検査及び第14条の3の2の規定に基づく点検等を実施することが困難な場合における運用について、下記のとおり取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記の事項が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をされるとともに、貴都道府県の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 保安検査について

消防法第14条の3の規定に基づく検査については、危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号) 第8条の4第2項ただし書を適用することができること。この場合において、検査を行うまでの間は次に掲げる措置を実施し、検査が可能となった際に速やかに検査を行うこと。

- (1) 日常点検を徹底し、特に当該貯蔵所等で貯蔵等を行う危険物の残量の管理を的確に行うなど、事故の発生防止及び早期発見を徹底すること
- (2) 漏れ等を発見した際の速やかな応急体制を確保しておくこと

2 定期点検等について

消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく定期点検のうち、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 62 条の 5 に規定する内部点検、第 62 条の 5 の 2 に規定する漏れの点検等について、人員や資機材を手配することができないこと等により実施することが困難な場合にあつては、当面、1（1）及び（2）に掲げる措置により定期点検を行うこととして差し支えないこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策の緊急措置により当該施設を連続運転させる必要がある場合にあつては、目視等可能な範囲で点検を実施するとともに、機器の作動についてメーカー等の要領に従い適切に管理することにより、定期点検を行うこととして差し支えないこと。

これらの場合においては、従前のおりの点検が可能になった際に速やかに点検を実施すること。また、これらの対応については記録を作成し、保存すること。

3 変更許可等について

新型コロナウイルス感染症対策のための関連製品や原材料の増産に伴う製造所等の変更許可等に当たっては、安全を確保しつつ、必要に応じて仮貯蔵・仮取扱いや危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 23 条に基づく基準の特例を適用する等、迅速かつ弾力的な運用に配慮すること。

また、危険物施設における変更工事や補修等について、人員や資機材を手配することができないこと等により実施することが困難な場合にあつては、その履行期限等の取扱いについて、1（1）及び（2）に掲げる措置等により安全を確保しつつ、弾力的な運用に配慮すること。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、鈴木、勝本、迫田、羽田野

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534